

社会福祉法人中野市社会福祉協議会非常勤職員等就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人中野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の非常勤職員等の就業及び労働条件に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

(非常勤職員等の定義)

第2条 この規則において非常勤職員等（以下「職員」という。）とは、次の各号に掲げる職員をいう。

- (1) 嘱託職員は、職務の必要に応じて雇用する者で、1週間の労働時間が38時間45分以内、1日の労働時間が7時間45分を超えない範囲で、期間を定めて雇用された者をいう。
- (2) 臨時職員は、職務の必要に応じて臨時的に雇用する者で、1週間の労働時間が38時間45分以内、1日の労働時間が7時間45分を超えない範囲で、期間を定めて雇用された者をいう。
- (3) パートタイム職員は、1か月間の労働時間が77時間以内、1日の労働時間が7時間45分を超えない範囲で、期間を定めて雇用された者をいう。

(雇用期間)

第3条 職員の雇用期間の終期は、当該会計年度を超えることができない。

(遵守事項)

第4条 職員は、この規則並びに業務上の指示命令を守り、職場の秩序を維持し、互いに協力して職務の遂行に努めなければならない。

(守秘義務)

第5条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

第2章 人事

(採用)

第6条 職員の採用は、筆記試験、面接試験、技能試験、身体検査等の選考を経て行うものとする。ただし、その一部を省略できるものとする。

(労働条件通知書の交付)

第7条 職員の採用に当たっては、所定の労働条件通知書を交付する。

(試用期間)

第8条 新たに採用された職員については、採用の日から非労働日を含めて14日間を試用期間とする。

(異動)

第9条 会長は、業務上必要な場合に、職員に対して勤務の場所、職務の変更を命ずることがある。

(退職)

第10条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは退職する。

- (1) 契約期間が満了したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 職員から退職の申し出があり、会長が承認したとき又は退職願の提出後30日を経過したとき。

(解雇)

第11条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、解雇することがある。

- (1) 業務の縮小又は廃止等、業務の運営上やむを得ない事由により職員の減員が必要となったとき。
- (2) 精神又は身体の障害により、職務の遂行に支障があり、又は耐えられないと認められるとき。
- (3) 勤務成績又は能率が著しく不良で職員としてふさわしくないと認められるとき。
- (4) その他、各号に準ずる場合で就業に適さないと認められるとき。

(解雇予告)

第12条 前条の規定により、職員を解雇する場合には、少なくとも30日前に解雇の予告をする。

2 予告日数が30日に満たないときは、その不足日数分の平均賃金を支給する。

第3章 服務規律

(服務規律)

第13条 職員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 時間を遵守し、職務を確実かつ迅速に処理すること。
- (2) 常に職務能力を増進するため、創意工夫すること。
- (3) 正当な理由なく欠勤、遅刻、早退等しないように努めること。
- (4) 機械、器具その他庁用備品の取扱いは、周到な注意を払い愛護節約すること。
- (5) 勤務時間中、みだりに私用離席しないこと。
- (6) 勤務時間中、一時事施設外に出ようとするときは、上司の承認を得ること。
- (7) 休憩時間中、施設外に出ようとするときは、上司の承認を得ること。
- (8) 職場の整理整頓に務め、常に清潔を保つと共に、火災・盗難の予防に絶えず配慮すること。
- (9) 職員として誇りうる礼儀・言動・服装で勤務すること。

(10) その他、職員としてふさわしくない行為を行わないこと。

第4章 勤務

(勤務時間)

第14条 職員の所定労働時間は、1か月単位の変形労働時間制を適用する職員と、1か月単位の変形労働時間制を適用しない職員に区分する。

2 1か月単位の変形労働時間制を適用する職員

(1) 1日の所定労働時間は、休憩時間を除く7時間45分とする。

(2) 1か月を平均して1週38時間45分を超えない範囲で勤務表を作成し定める。ただし、1か月を平均して1週間の所定労働時間が38時間45分を超えない範囲で、あらかじめ勤務表により予定した該当する日において1日7時間45分を超え、又は1週間において38時間45分を超えて労働を命じることがある。

(3) 1か月単位の変形労働時間制を適用する職員の起算日は毎月1日とする。

3 1か月単位の変形労働時間制を適用しない職員

(1) 1日の所定労働時間は、休憩時間を除く7時間45分とし、1週38時間45分を超えない範囲で定める。

(2) 始業時刻は、午前8時30分とする。

(3) 終業時刻は、午後5時15分とする。

(4) 業務の都合上やむを得ない事由がある場合には、始業時刻及び終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げることがある。

(休憩時間)

第15条 1か月単位の変形労働時間制を適用する職員の休憩時間は、各人ごとに作成する勤務表により1日1時間とする。ただし、業務の運営上必要と認めた場合には、勤務表に定めた休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げることがある。

2 1か月単位の変形労働時間制を適用しない職員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、業務の運営上必要と認めた場合には、これを繰り上げ、又は繰り下げることがある。

(休日)

第16条 職員の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

(4) その他会長が定める日

2 1か月単位の変形労働時間制を適用する職員の休日は、4週間を通じて8日とし、各人の勤務割表により定める。

3 1か月単位の変形労働時間制を適用しない職員の休日は、第1項に定める休日と同日数とする。

4 勤務場所、勤務時間及び休日、休憩時間、1か月単位の変形労働時間制を適用する勤務場所、1か月単位の変形労働時間制を適用しない勤務場所は、次の表に掲げるところによる。

勤務場所	勤務時間及び休日	休憩時間
事務局及び事業局 福祉ふれあいセンター びあワーク りんごの木 たんぽぽ	午前8時30分から午後5時15分 土・日、国民の祝日及び12月29日 から翌年1月3日まで	正午から午後1時 まで
ヘルパーステーション	午前6時から午後10時 勤務表により定める時間及び休日	勤務時間の途中に 60分
いこいの里	午前8時30分から午後5時15分 土・日及び12月29日から翌年1月 3日まで	勤務時間の途中に 60分
さくら	午前8時30分から午後5時15分 勤務表により定める休日	勤務時間の途中に 60分
青りんご(サビ管)	午前8時00分から午後4時45分 土・日、国民の祝日及び12月29日 から翌年1月3日まで	勤務時間の途中に 60分

1か月単位の変形労働時間制を適用する勤務場所	1か月単位の変形労働時間制を適用しない勤務場所	備考
ヘルパーステーション いこいの里 さくら 青りんご	事務局及び事業局 福祉ふれあいセンター びあワーク りんごの木、たんぽぽ	

※ケアマネ及び相談支援専門員は、事務局及び事業局に含む。

※パートタイム職員の勤務時間及び休日については、労働条件通知書により個別に定める。

(時間外・休日労働)

第17条 業務の都合により、所定労働時間を超え、又は所定休日に労働させることがある。この場合において、法定の労働時間を超える労働、又は法定の休日における労働については、あらかじめ会長は職員の代表する者と書面による締結をし、これを中野労働基準監督署長に届け出るものとする。

(休日の振替)

第18条 業務の運営上やむを得ない理由がある場合には、所定の休日を1週間以内の他

に日に振替えることがある。

- 2 前項の場合には、2日前までに振替による休日と労働日を特定して職員に通知するものとする。

(出勤)

第19条 職員は出勤したときは、タイムカードに打刻し直ちに出勤簿に自ら押印しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由により押印できない場合は、事後遅滞なく所属長に報告し、押印しなければならない。

第5章 休暇

(年次有給休暇)

第20条 職員には年次有給休暇を与える。

- 2 年次有給休暇の付与基準日は、4月1日とする。
- 3 新たに採用された嘱託職員の年次有給休暇の日数は、次の表に掲げるところによる。

翻された月	その年の労働	翻された月	その年の労働	翻された月	その年の労働
4月	10日	8月	7日	12月	3日
5月	9日	9月	6日	1月	3日
6月	8日	10月	5日	2月	2日
7月	8日	11月	4日	3月	1日

- 4 嘱託職員には、所定労働日数の8割以上勤務した者に勤続年数に応じて20日を超えない範囲内で、次の表に掲げるところによる。

勤続年数	2年未満	2年	3年	4年	5年	6年	7年以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- 5 臨時職員には、雇用期間が継続して6月を超える者のうち、各年次ごとに所定労働日の8割以上出勤した者に勤続年数に応じて20日を超えない範囲内で、次の表に掲げるところによる。

(1) 1週間の所定労働時間が30時間未満の者

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

(2) 1週間の所定労働時間が30時間以上の者

勤続年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- 6 年次休暇は、1日又は半日若しくは1時間を単位として与えることができる。
- 7 半日単位で年次休暇を与える場合、午前3.5時間、午後4.25時間をそれぞれ半日とし、その年次有給休暇を日に換算する場合には、半日2回分をもって1日とする。
- 8 1時間を単位として与えられたその年の年次休暇を日に換算する場合には、7時間45分をもって1日とする。
- 9 職員が休暇を請求した時期、日数が、業務の正常な運営を妨げる場合には、他の時期に変更させることがある。
- 10 残存年次休暇の日数は、1か年に限り繰り越すことができる。
- 11 残存年次休暇の買い上げはしない。

(年次有給休暇以外の休暇)

第21条 職員の年次有給休暇以外の休暇で有給のものは、次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合における休暇とし、その期間は、当該左欄に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。

事 由	期 間
1 選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間
2 忌引	別表に定める期間内において必要と認める期間
3 その他会長が定める場合	会長が定める期間

- 2 職員の年次有給休暇以外の休暇で無給のものは、次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合における休暇とし、その期間は、当該左欄に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。

事 由	期 間
1 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子の職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
2 女子の職員の 出産	(1) 妊娠4月未満の出産 出産の日から14日以内で必要と認める期間

	(2) 妊娠4月以上の 出産	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の職員が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。）
3	妊娠中の女子の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終りにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
4	妊娠中の女子の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合において、適宜休憩し、又は補食するとき。	その都度必要と認める時間
5	生後満1年に達しない子を育てる職員でその子を育てる場合	1日2回その都度必要と認める期間
6	生理日において勤務することが著しく困難である女子の職員の生理日	その都度必要と認める期間
7	業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7項第2項の規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病	3年を超えない範囲内において最少限度必要と認める期間
8	負傷又は疾病（予防接種による著しい発熱の場合を含む。）	90日（結核性疾患の場合にあっては180日）を超えない範囲内で最少限度必要と認める期間。ただし、業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病にあっては3年を超えない範囲内で、最少限度必要と認める期間とする。
9	骨髄移植のため、骨髄移植の提供希望者として登録の中出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合の当該中出又は提供に伴う検査、入院等	その都度必要と認める期間

3 前2項の期間の計算については、その期間中に、勤務を要しない時間及び日並びに休日を含むものとする。

(育児休業等)

第22条 職員のうち必要のあるものは、会長に申出て育児休業に関する規則により、制度の適用を受けることができる。

- 2 育児休業をし、又は育児短時間勤務制度の適用を受けることができる職員の範囲、その他必要な事項は別に定める「本会職員の育児・介護休業等に関する規則」による。
(介護休業等)

第23条 職員のうち必要のある者は、会長に申し出て介護休業に関する規則により、制度の適用を受けることができる。

- 2 介護休業をし、又は介護短時間勤務制度の適用を受けることができる職員の範囲、その他必要な事項は別に定める「本会職員の育児・介護休業等に関する規則」による。
(休暇、欠勤の手続)

第24条 職員は、休暇を得ようとするとき、病気その他の事故により遅刻、早退若しくは欠勤するとき、休暇又は欠勤を受けようとする日前2日前までに、所属長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ所属長の承認を受けることができないときは、出勤時限までに電話等により、所属長に連絡し、代理人による休暇・欠勤等承認願を提出して承認を受けなければならない。

- 2 前条第1項第1号の申出は、その期間を記載した書類を、あらかじめ所属長に提出しなければならない。
- 3 前条第1項第2号の事由に該当することとなった女子職員は、その旨を速やかに所属長に届け出るものとする。
- 4 職員は、年次有給休暇以外の休暇が引続き7日を超える休暇又は欠勤の承認を受けようとするとき又は更新する場合にあっては、医師の診断書、その他勤務することができない事由を証明するに足りる書類を、休暇・欠勤等承認願に添えて所属長の承認を受けなければならない。

第6章 給与等

(給与)

第25条 職員の給与については、別に定める「本会非常勤職員等給与規程」による。

(旅費)

第26条 職員の旅費については、別に定める「本会旅費規程」による。

第7章 安全衛生

(安全衛生)

第27条 職員の安全管理及び衛生管理に関する事項については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令によるものとする。

第8章 災害補償

(災害補償)

第28条 職員の業務上の負傷、疾病又は通勤による負傷、疾病に対する保障は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

第9章 懲戒

(表彰)

第29条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、審査のうえ、表彰する。

- (1) 職務に誠実で、他の模範となるとき。
- (2) 職務上有益な工夫考案又は発明をしたとき。
- (3) 災害を未然に防止し、又は非常の際に功労のあったとき。
- (4) その他特に表彰の必要があると認めるとき。

2 前項の表彰は、賞状、賞品、又は報奨金をもって行う。

(懲戒処分)

第30条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分を行なう。

- (1) 出勤状態が正常でなく、勤務怠慢の場合
- (2) 正当な理由がなく、無断欠勤が5日以上に及んだとき。
- (3) 上司の許可を得ないで、勤務中にみだりに職場をはなれたとき。
- (4) 正当な理由がなく、遅刻、早退、外出が多いとき。
- (5) けんか、口論を行い、職場の秩序を乱したとき。
- (6) 職場内の風紀を乱したとき。
- (7) 職場内の物品を無断で持出したとき、又は私物化したとき。
- (8) 業務上の秘密を外部に洩らし、又は洩らそうとしたとき。
- (9) 故意又は重大な過失により、施設、物品を破損したとき。
- (10) 業務上の指示命令に従わないとき。
- (11) 重大な履歴を欺称して採用されたとき。
- (12) 業務に関し、不正不当な金品その他を授受したとき。
- (13) 刑事事件に関して罪を犯したとき。
- (14) 前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

2 懲戒は、その情状により次の各号のいずれかによって行う。

- (1) 戒告 始末書を取り、文書により将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を取り、減給する。その額は、1回の額が平均給与の1日分の2分の1、又は総額が一給与支払期における給与の10分の1を越えない額とする。
- (3) 懲戒解雇 30日前に予告するか、平均賃金の30日分を支払ったうえで、解雇する。ただし、中野労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告

手当を支払わずに即時解雇する。

(損害賠償)

第31条 職員が故意又は重大な過失により、本会に損害を与えたとき、損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第10章 無期労働契約への転換

(無期労働契約への転換)

第32条 期間を定めて雇用された職員のうち、平成25年4月1日以降に雇用され、雇用期間が通算5年を超える職員は、更新年の1月31日までに会長へ無期労働契約の転換申込みをすることにより、現在締結している有期労働契約の期間終了の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用に転換することができる。

2 会長は、職員から無期労働契約の転換申込みがあった場合は、速やかに無期労働契約転換申込みを受理したことを職員に対し、通知しなければならない。

(無期労働契約職員の定年及び退職等)

第33条 年齢60歳未満で無期労働契約した職員の定年は、年齢60歳とし、定年に達したときは定年に達した日以降における最初の3月31日をもって退職とする。ただし、本人が希望した場合は、年齢65歳に達した日以降における最初の3月31日まで期間を定めて雇用するものとする。

2 年齢65歳未満で無期労働契約した職員の定年は、年齢65歳とし、定年に達したときは定年に達した日以降における最初の3月31日をもって退職とする。

3 年齢65歳に達した職員であっても、会長が特に認めた場合は、期間を定めて雇用するものとする。

4 定年後に期間を定めて雇用された職員については、長野労働局長に専門的知識等を有する有期雇用労働等に関する特別措置法第6条第1項に基づく、第二種計画の認定を本会が受けているため、無期転換申込権が発生しないものとする。

第11章 雑則

(補則)

第34条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年11月27日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第21条関係）

忌 引 日 数 表

死 亡 し た 者		日 数
配偶者		10日（7日）
血 族	一親等の直系尊属（父母）	7日（4日）
	同 卑属（子）	7日（4日）
	二親等の直系尊属（祖父母）	3日（2日）
	同 卑属（孫）	1日（1日）
	二親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日（2日）
	三親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日（1日）
姻 族	一親等の直系尊属	7日（4日）
	同 卑属	7日（4日）
	二親等の直系尊属	3日（2日）
	二親等の傍系者	3日（2日）
	三親等の傍系尊属	1日（1日）
備考		
1 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、一親等の直系血族に準じる。		
2 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。		
3 臨時職員は（ ）内の日数とする。		